

九州中学校体育大会開催基準「特別規程」

R2. 4. 20

1 駅伝競走の区間及び距離について「開催基準5」

- (1) 男子 1区: 4km 2区: 3km 3区: 3km 4区: 3km 5区: 3km 6区: 4km 合計: 20km
※平成12年度から6区間20kmとする。
- (2) 女子 1区: 3km 2区: 2km 3区: 2km 4区: 2km 5区: 3km 合計: 12km
※平成4年度から5区間12kmとする。
- (3) 特別事情のないかぎり上記のように定める。

2 開催競技について「開催基準5」

軟式野球・サッカーについては女子の参加を認める。

3 参加資格の特例「開催基準7(1)」

- (1) 学校教育法134条の各種学校（1条に掲げるもの以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の主催大会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 参加を希望する各種学校は、下記「参加資格の特例」、大会参加を認める条件及び大会参加に際し守るべき条件を遵守することで出場を認める。

「参加資格の特例」

1 大会参加を認める条件

- (1) 生徒の学齢、修業年限とも我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- (2) 運動部活動が、学校教育の一環として、日常継続的に当該校の顧問教員のもとに、適切に行われていること。

2 大会参加に際し守るべき条件

- (1) 本連盟及び各専門部との事前協議を十分に行うこと。
- (2) 大会開催要項及び大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (3) 大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- (4) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

3 その他

- (1) 実施に際しての細部・必要事項については、随時検討する。
- (2) 「参加資格の特例」に適合しない事態が発生した場合、大会参加を見直すこともあり得る。

4 引率・監督について「開催基準9」

監督・コーチ等による重大な不正があった場合は、次の措置を行う。

- ① 試合中に発覚した場合・・・没収試合（失格）
- ② 試合終了、試合成立後、次の試合が始まる前に発覚した場合・・・没収試合（失格）となり、前試合の対戦相手が敗退していた場合、敗者を不戦勝とする。
- ③ 次の試合が始まって以降発覚した場合・・・その時点で没収試合（失格）、対戦相手を不戦勝とする。

5 団体競技における開催県・会場地の出場について「開催基準10(1)」

- (1) 九州大会に出場する「県代表」の2チームは、各県大会の上位2チームである。
- (2) 柔道、剣道、相撲、駅伝、空手道の開催県代表については、当該県の推薦による。
- (3) 駅伝の会場地代表については、当該県の推薦による。

6 宿泊・輸送について「開催基準11(4)」

- (1) 各県実行委員会の宿泊・輸送要項に従うこと。（選手・監督・コーチは指定宿舎とし、保護者・応援者に関しては斡旋とする。各県実行委員会指定の宿舎に宿泊しない場合、及び計画輸送に従わない場合は、失格になることがある。）
- (2) 原則、宿泊費の上限は9,500円とし、1泊2食とする。
- (3) 計画輸送適用対象者は、大会に関係する選手・監督・その他役員等とし航空機の確保座席数に余裕のある場合は、応援生徒及び保護者の利用も可能である。

7 個人戦の組合せについて「開催基準14(3)」

組合せは「個人種目（個人戦）の組合せについて」（6月理事長会資料）に定める。（理事長会にて確認する）